行 政制 度調整表

専門部会	3	住民生活部会		1	心身障害者福祉事業
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	3	知的障害者施設訓練等支援事業

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

	現況	- 調整方針	/# +/	
記載事項	中条町	黒川村	司 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	備考
知的障害者更生施設	知的障害者福祉法第 21 条の 6 に「18 歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行なうことを目的とする。 【決定者数と 3 月利用分までの支払予定額】 大 峰 寮:(9名)27,253,500円 いじみの寮:(2名)6,249,600円 やまやの里:(5名)16,818,000円 緑 風 園:(2名)6,376,800円 医 療 費: 1,440,000円 手 数 料: 67,206円 合計(18名)58,205,106円	同左 【決定者数と3月利用分までの支払予定額】 大 峰 寮:(2名) 6,227,100円 いじみの寮:(2名) 6,249,600円 やまやの里:(1名) 3,258,000円 白 岩 の 里:(1名) 3,952,800円 医 療 費: 712,200円 手 数 料: 23,097円 合計(6名) 20,422,797円	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	財 源 国 2/4 県 1/4 町村 1/4
知的障害者授産施設	知的障害者福祉法第 21 条の 7 に「18 歳以上の知的障害者であって雇用されることが困難のものを入所させて、自活に必要な訓練を行なうとともに、職業を与えて自活させることを目的とする。 【決定者数と 3 月利用分までの支払予定額】 虹の家 (23 名) 38,799,900 円 虹の家高浜(8 名) 15,919,700 円 合計(31 名) 54,719,600 円	同左 【決定者数と3月利用分までの支払予定額】 虹の家 (2名) 3,625,700円 虹の家高浜(2名) 4,283,400円 合計(4名) 7,909,100円		
知的障害者通勤寮	知的障害者福祉法第5条に基づく私的障害者援護施設 同法第21条の8に「就労している私的障害者に対し、居室その他 の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導 を行うことを目的とする。既に日常生活における身辺自立が行わ れ、就労、(福祉的就労を含む)をしているか、就労確実な者が対 象となる		財政への影響額	単位:千円
	【決定者:なし】		カロベの影響領 予算額 調整後見	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12,925 0
関係法令等	知的障害者福祉法 知的障害者福祉法施行細則	同左		28,332 0 41,257 0